

社会労働委員會議録第四十三号

昭和三十三年四月二十三日(火曜日)
午前十一時十四分開議

出席委員

委員長 藤本 捨助君
理事大坪 保雄君 理事大橋 武夫君
理事龜山 孝一君 理事野澤 清人君
理事中川 俊思君 理事八木 一男君
植村 武一君 小川 半次君
越智 茂君 加藤銀五郎君
小島 徹三君 小林 郁君
田子 一民君 田中 正巳君
高瀬 傳君 西村 直己君
古川 文吉君 山下 春江君
岡本 隆一君 五島 虎雄君
滝井 義高君 中原 健次君
横山 利秋君

出席政府委員

総務府事務官
(公正取引委員 坂根 哲夫君
会事務局長)

厚生事務官(公衆衛生局長) 中垣 國男君
厚生技官(公衆衛生局長) 楠本 正康君
衛生部長 衛生部長

委員外の出席者
厚生事務官(公衆衛生局長) 坂元貞一郎君
衛生局長(公衆衛生局長) 川井 章知君
環境衛生局長

四月二十三日
委員井堀繁雄君及び横山利秋君辭任につき、その補欠として山崎始男君及び西村彰一君が議長の指名で委員に選任された。

四月二十二日

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案(藤本捨助君外三十九名提出、衆法第二十八号)
自然公園法案(内閣提出第一四一号)(参議院送付)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

参考人出席要求に関する件
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案(藤本捨助君外三十九名提出、衆法第二十八号)

○藤本委員長 これより會議を開きます。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案を議題とし審査を進めます。まず提出者より趣旨の説明を聴取いたします。亀山孝一君。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案

目次
第一章 總則(第一条・第二条)
第二章 環境衛生同業組合
第一節 通則(第三條一第七條)

第二節 事業及び適正化規程(第八條一第十四條)
第三節 組合員(第十五條一第二十一條)
第四節 設立(第二十二條一第二十七條)
第五節 管理(第二十八條一第四十九條)
第六節 解散及び清算(第五十條一第五十二條)

第三章 環境衛生同業組合連合会(第五十三條一第五十六條)
第四章 料金等の規制措置(第五十七條)

第五章 環境衛生適正化審議會(第五十八條・第五十九條)

第六章 雜則(第六十條一第六十五條)

第七章 罰則(第六十六條一第七十條)

附則
第一章 總則

(目的)
第一条 この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活にきわめて深い関係のある環境衛生関係の営業について、衛生措置の基準を遵守させ、及び衛生施設の改善向上を図るため、これらの営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争により適正な衛生措置を講ずることが阻害され、又は阻害されるおそれがある場合に、料金等の規制その他の経営の安定をもちたすための措置を講ずることができように、もつて公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

(適用営業及び営業者の定義)
第二条 この法律は、次の各号に掲げる営業につき適用する。

一 食品衛生法(昭和二十二年法律第二十三号)の規定により許可を受けて営む同法第二十条に規定する営業のうち、飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業及び氷雪販売業

二 理容業(理容師法(昭和二十二年法律第二十四号)の規定により届出をして理容所を開設することを含む)

三 美容業(美容師法(昭和三十三年法律第一号)の規定により届出をして美容所を開設することを含む)

四 興行場法(昭和二十三年法律第三十七号)に規定する興行場営業のうち映画、演劇又は演芸に係るもの

五 旅館業法(昭和二十三年法律第三十八号)に規定する旅館業

六 公衆浴場法(昭和二十三年法律第三十九号)に規定する浴場業

七 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二十七号)に規定するクリーニング業

この法律で「営業者」とは、前項各号に掲げる営業を営む者をいう。

第二章 環境衛生同業組合
第一節 通則
(環境衛生同業組合)
第三条 営業者は、自主的に、衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るため、政令で定める業種ごとに、環境衛生同業組合(以下「組合」という。)を組織することができる。

三 組合員の議決権及び選挙権が平等であること。
(地区)
第六条 組合は、都道府県ごとに一箇とし、その地区は、都道府県の区域による。
(登記)
第七条 組合は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、解散、清算人の就任、清算の終了等の各場合に、登記をしなければならない。
2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもちて第三者に對抗することができない。
第二節 事業及び適正化規程
(事業)
第八条 組合は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

一 当該業種における過度の競争により、組合員が適正な衛生措置を講ずることが阻害され、又は阻害されるおそれがある場合における料金又は販売価格の制限
二 政令で定める業種につき、前号に規定する事業が存する場合における営業方法の制限
三 政令で定める業種につき、第一号に規定する事業が存する場合における営業施設の配置の基準の設定
四 組合員に対する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化に関する指導

第五条 組合は、次の要件を備えなければならない。
一 営利を目的としないこと。
二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。

第四条 組合は、法人とする。
2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。
(原則)
第五条 組合は、次の要件を備えなければならない。

一 営利を目的としないこと。
二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。

五 食品等の規格又は基準に關する検査

六 組合員の營業に關する共同施設

七 組合員に対する構造設備又は營業施設の整備改善及び經營の健全化のための資金のあつ旋（あつ旋に代えて資金の借入及びその借り入れた資金の組合員に対する貸付を含む。）

八 組合員の營業に關する技能の改善向上又は技能者の養成に關する施設

九 前各号の事業に附帶する事業
2 組合は、前項に規定する事業のほか、政令の定めるところにより、組合員の共済に關する事業を行うことができる。

（適正化規程の設定及び認可）

第九條 組合は、前條第一項第一号又は第二号に掲げる事業を行おうとするときは、適正化規程（制限の内容及びその実施に關する定をいう。以下同じ。）を定めて厚生大臣の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも同様である。

2 厚生大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該適正化規程の内容が次の各号の一に該當すると認めるときは、認可をしてはならない。

一 前條第一項第一号に規定する事態を克服するための必要かつ最少限度の範囲をこえてゐるものであること。
二 不当に特定の組合員を差別的に取り扱うものであること。
三 利用者又は消費者の利益を不当に害するものであること。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外）

第十條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、適正化規程及び適正化規程に基いて行ふ組合員の行為には、適用しない。ただし、第十三條第四項の規定による公示があつた後一箇月を経過した場合（同條第三項の規定による請求に応じ、第十一條第一項の規定による処分があつた場合を除く。）には、この限りでない。

2 第十三條第三項の規定による請求が適正化規程の定の一部について行われたときは、その適正化規程の定のうちその請求に係る部分以外の部分に關しては、前項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定の適用があるものとする。

（適正化規程の變更命令及び認可の取消）
第十一條 厚生大臣は、適正化規程の内容が第九條第二項各号の一に該當するに至つたと認めるときは、当該組合に対し、これを變更すべきことを命じ、又は同條第一項の認可を取り消さなければならぬ。

2 厚生大臣は、組合が前項の規定による命令に従わないときは、第九條第一項の認可を取り消さなければならぬ。

（適正化規程の廃止）
第十二條 組合は、適正化規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならぬ。

（公正取引委員会との關係）
第十三條 厚生大臣は、第九條第一項の認可又は第十一條第一項の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しななければならぬ。

2 厚生大臣は、第十一條第一項若しくは第二項の規定による認可の取消をしたとき、又は前條の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

3 公正取引委員会は、適正化規程の内容が第九條第二項各号の一に該當するに至つたと認めるときは、厚生大臣に対し、第十一條第一項の規定による処分をすべき旨を請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報で公示しなければならぬ。

（適正化規程の設定等に關する決議）
第十四條 適正化規程の設定は、總會又は創立總會の、適正化規程の變更又は廃止は、總會の決議によらなければならない。

第三節 組合員
第十五條 組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において当該業種に關する營業を営む者で定款で定めるものとする。

（加入の自由）
第十六條 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

（議決権及び選舉權）
第十七條 組合員は、各、一箇の議決権及び選舉權を有する。

2 組合員は、定款の定めるところにより、第四十三條の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選舉權を行うことができる。ただし、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければ、代理人となることができない。

3 前項の規定により議決権又は選舉權を行う者は、出席者とみなす。

4 代理人は、十人以上の組合員を代理することができる。

5 代理人は、代理權を証する書面を組合に差し出さなければならぬ。

（経費の賦課）
第十八條 組合は、定款の定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合に對抗することができる。

（使用料及び手数料）
第十九條 組合は、定款の定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができる。

（法定脱退）
第二十一條 組合員は、次の事由によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失
二 死亡又は解散
三 除名

2 除名は、次の各号の一に該當する組合員につき、總會の議決によつてすることができる。この場合において、組合は、その總會の会日の一週間前までに、当該組合員に対してその旨を通知し、かつ、總會において弁明する機会を与えなければならない。

一 適正化規程に違反し、その他組合の目的遂行に反する行為をした組合員
二 その他定款で定める事由に該當する組合員

3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもちてその組合員に對抗することができない。

第四節 設立

（発起人）
第二十二條 組合を設立するには、その組合員にならうとする二十人以上の者が、発起人になることを要する。

2 組合は、その組合員の總数がその地区内において当該業種に關する營業を営む者の總数の三分の二以上でなければ設立することができない。

（創立總會）
第二十三條 発起人は、定款を作成し、創立總會の日時及び場所とともに公告して、創立總會を開かなければならない。

- 2 前項の公告は、会日の二週間前までにしなければならない。
- 3 発起人が作成した定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。
- 4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。ただし、組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。
- 5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出た者の半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。
- 6 創立総会については、第十七条並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三條（株主総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四條（株主総会の議事録）、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條及び第二百五十三條（株主総会の決議の取消又は無効）の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三條中「第二百三十二條ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第二十三條第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、商法第二百四十四條第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第二十三條第五項」と読み替へるものとする。

（設立の認可）

- 第二十四條 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款その他必要な事項を記載した書類を厚生大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。
- 2 厚生大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする組合が次の各号に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。
 - 一 第五條各号の要件を備えていること。
 - 二 第二十二條第二項に規定する設立要件を備えていること。
 - 三 設立の手續及び定款の内容が法令に違反していないこと。
- （理事への事務引継）
- 第二十五條 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならない。
- （成立の時期）
- 第二十六條 組合は、主たる事務所所在地において設立の登記をすることによつて成立する。
- （商法の準用）
- 第二十七條 組合の設立については、商法第四百二十八條（株式会社の設立の無効）の規定を準用する。
- 第五節 管理
- （定款）
- 第二十八條 組合の定款には、少くとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 事業
 - 二 名称
 - 三 地区

四 事務所の所在地

- 五 組合員たる資格に関する規定
- 六 組合員の加入及び脱退に関する規定
- 七 総会又は総代会に関する規定
- 八 役員の数及び選挙又は選任に関する規定
- 九 業務の執行及び会計に関する規定
- 十 事業年度
- 十一 公告の方法
- 2 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由を記載しなければならない。
- 3 定款の変更は、厚生大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。
- 4 前項の認可については、第二十四條第二項の規定を準用する。
- （役員）
- 第二十九條 組合に、役員として理事及び監事を置く。
 - 2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。
 - 3 役員は、定款の定めるところにより、総会において選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。
 - 4 理事の定数の少くとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少くとも三分の二は、組合員にならうとする者又は組合員にならうとする法人の役員でなければならない。

5 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三箇月以内に補充しなければならない。

- 6 役員選挙は、無記名投票によつて行う。
- 7 投票は、一人につき一票とする。
- 8 役員は、第三項の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、組合員が総会において選任することができる。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任することができる。
- （役員の任期）
- 第三十條 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。
- 2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 3 設立当時の役員の任期は、第一項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。
- （理事会）
- 第三十一條 組合の業務の執行は、理事会が決する。
- 2 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。
- 3 組合は、定款の定めるところにより、理事が書面により理事会の議決に加わることができるものとする。
- （監事の兼職の禁止）
- 第三十二條 監事は、当該組合の理事又は職員と兼ねてはならない。

（理事の自己契約）

- 第三十三條 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十八條（自己契約等）の規定を適用しない。
- （理事の責任）
- 第三十四條 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。
- 2 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第三十六條第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも同様である。
- 3 商法第二百六十六條第二項から第四項まで（取締役の責任）の規定は、第一項の理事の責任について準用する。
- （定款その他の書類の備付及び閲覧）
- 第三十五條 理事は、定款、適正化規程並びに総会及び理事会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。
- 2 組合員名簿には、各組合員について次の事項を記載しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所
 - 二 加入の年月日
- 3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧を求めることができる。こ

の場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。
(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第三十六条 理事は、通常総会の日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。
3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。
(会計帳簿等の閲覧)

第三十七条 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(役員解任)
第三十八条 組合員は、総組合員の十分の一以上の連署をもつて、役員解任を請求することができる。この請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失ふ。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款に違反

したことを理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から一週間前までに、その請求に係る役員に前項の書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5 第四十一条第二項及び第四十二条の規定は、前項の場合に準用する。

(商法等の準用)

第三十九条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十八条第一項(欠員の場合の処置)、第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで(取締役に対する訴及及び第二百八十四条(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を、理事については、民法第五十五条(代表権の委任)並びに商法第二百五十四条ノ二(取締役の忠実義務)、第二百六十一条から第二百六十二条まで(会社代表)及び第二百七十二條(株主の差止請求権)の規定を、監事については、第三十四条並びに商法第二百七十四条(報告を求め調査をする権限)及び第二百七十八條(監査役と取締役との連帯責任)の規定を、理事会については、同法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百

五十九条から第二百五十九条ノ三まで(取締役会の招集及び第二百六十条ノ三(取締役会の議事録)の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一条第三項中「第二百五十八條」とあるのは「第二百五十八條第一項」と、同法第二百五十八條第二項と、同法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第三十六条第二項」と読み替えるものとする。

(総会招集の手続)
第四十三条 総会の招集は、会日の一週間前までに、会議の目的たる事項を示し、定款で定める方法に従つてしなければならない。
(通知又は催告)
第四十四条 組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所)にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(総会の議決事項)

第四十五条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。
一 定款の変更
二 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更
三 経費の賦課及び徴収の方法
四 その他定款で定める事項
(総会の議事)
第四十六条 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決する。

2 総会においては、第四十三条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。
(特別の議決)
第四十七条 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。
一 定款の変更

二 適正化規程の設定、変更又は廃止
三 解散
四 組合員の除名
(商法の準用)
第四十八条 総会については、商法第二百三十一条(株主総会の招集の決定)、第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(株主総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(株主総会の議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(株主総会の決議の取消又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第四十三条」と、商法第二百四十七条第一項中「第二百四十三条」とあるのは「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第四十七条」と読み替えるものとする。

(総代会)
第四十九条 組合員の総数が五百人をこえる組合は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2 総代会は、組合員でなければならない。
3 総代の定数は、その選挙又は選任の時における組合員の総数の十分の一(組合員の総数が千人をこえる組合にあつては百人)を下つてはならない。

4 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

二 適正化規程の設定、変更又は廃止
三 解散
四 組合員の除名
(商法の準用)
第四十八条 総会については、商法第二百三十一条(株主総会の招集の決定)、第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(株主総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(株主総会の議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(株主総会の決議の取消又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第四十三条」と、商法第二百四十七条第一項中「第二百四十三条」とあるのは「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第四十七条」と読み替えるものとする。

5 総代には、第二十九条第三項本文、第六項、第七項及び第八項本文の規定を準用する。

6 総代会については、総会に関する規定を準用する。この場合において、第十七条第二項ただし書中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第四項中「十人」とあるのは「二人」と読み替えるものとする。

7 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙若しくは選任（補欠の総代の選挙及び選任を除く。）をし、又は解散について議決することができない。

第六節 解散及び清算
(解散の事由)
第五十条 組合は、次の事由によつて解散する。

一 総会の決議

二 破産

三 定款で定める存立時期の満了

四 第六十二条の規定による解散の命令

2 前項第一号の総会の決議は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(清算人)
第五十一条 組合が解散したときは、破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(商法等の準用)
第五十二条 組合の解散及び清算については、商法第十六条（清算

中の会社の存続）、第二百二十四条（清算人の職務権限）、第二百二十五条（弁済期に至らない債務の弁済）、第二百二十九条第二項及び第三項（清算人の会社代表）、第三百三十一條（残余財産の分配）、第四百七十七條第二項、第四百八十八條から第四百九十四條まで（清算人の決定、清算人の職務）、第四百九十六條（清算人の解任）及び第四百九十七條（清算事務の終了）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二十五條第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條、第三百三十八條及び第三百三十九條ノ三（法人の監督）の規定を、組合の清算人については、第三十一条から第三十七條まで、第四十一条第二項及び第四十二条並びに商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百五十四條第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十四條ノ二（取締役の忠実義務）、第二百五十八條第一項（欠員の場合の処置）、第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで（取締役会の招集）、第二百六十條ノ三から第二百六十一條ノ二まで（取締役会の議事録及び会社代表）、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで（取締役に対する訴）、第二百七十二條（株主の差止請求権）及び第二百八十四條（取締役及び監査役の責任の解除）の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一條第三項中「第二百五十八條」とあるのは

「第二百五十八條第一項」と、同法第二百八十四條中「前条第一項」とあるのは「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第五十二条ニ於て準用スル同法第三十六條第二項」と、商法第四百七十七條第二項中「前項」とあるのは「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第五十一条」と、商法第四百九十六條第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と読み替えるものとする。

第三章 環境衛生同業組合連合会
合会
(環境衛生同業組合連合会)
第五十三条 同一の業種に係る組合は、環境衛生同業組合連合会（以下「連合会」という。）を組織することができる。

2 連合会は、同一の業種については、全国を通じて一箇とする。

3 連合会が成立したときは、当該業種に係る組合は、すべてその会員となる。連合会が成立した後において成立した当該業種に係る組合についても同様である。

4 連合会の会員たる組合は、当該組合の解散によつて連合会から脱退する。

(事業)
第五十四条 連合会は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

一 適正化基準（適正化規程の基本となるものをいう。以下同じ。）の設定

二 会員に対する第八條第一項第三号に規定する基準の設定に関する指導

三 会員に対する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化に関する指導

四 会員に対する第八條第一項第七号に掲げる資金のあつた（あつたに代えて）する資金の借入及びその借入入れた資金の会員に対する貸付を含む。）

五 会員たる組合の組合員の営業に関する技能の改善向上又は技能者の養成に関する施設

六 前各号の事業に附帯する事業

2 連合会は、前項に規定する事業のほか、政令の定めるところにより、会員（会員たる組合の組合員を含む。）の共済に関する事業を行うことができる。

(適正化基準の認可)
第五十五条 連合会は、適正化基準の設定について、厚生大臣の認可を受けなければならない。その変更についても同様である。

(準用)
第五十六条 第四条、第五条（第二号を除く。）、第七條、第九條第二項、第十條から第十四條まで、第十七條から第二十條まで、第二十二條から第二十七條まで、第二十八條（第一項第三号及び第六号を除く。）、第二十九條から第四十六條まで、第四十七條（第四号を除く。）、第四十八條及び第五十條から第五十二條までの規定は、連合会に準用する。この場合において、第九條第二項中「前項」とあり、第十一條第一項中「同条第一

項」とあり、第十一條第二項及び第十三條第一項中「第九條第一項」とあるのは「第五十五条」と、第十七條第四項中「十人」とあるのは「二人」と、第二十二條第一項中「二十人」とあるのは「五人」と、同条第二項中「その地区内において当該業種に属する営業を営む者」とあるのは「会員たる資格を有する組合」と読み替えるものとする。

第四章 料金の規制措置
(料金の制限に関する命令)
第五十七条 第九條の規定による適正化規程が実施された場合において、当該組合の申出があつたときは、厚生大臣は、当該組合の地区内において、次の各号の一に該当する事態が存し、かつ、このよう

な事態を放置しては適正な衛生措置の確保にはなはだしい支障を生ずると認めるときに限り、当該適正化規程の内容を参照して、厚生省令をもつて、当該営業について、料金若しくは販売価格又は営業方法の制限を定め、当該営業者のすべてに対し、これに従うべきことを命ずることができる。

一 当該営業業者が当該適正化規程の適用を受けないものの事業活動により、当該営業の健全な経営を阻害していること。

二 当該組合の自主的活動をもつてしては、組合員の営業の健全な経営を確保することができないこと。

第十三條第一項の規定は、前項の場合に準用する。

第五章 環境衛生適正化審議会

項」とあり、第十一條第二項及び第十三條第一項中「第九條第一項」とあるのは「第五十五条」と、第十七條第四項中「十人」とあるのは「二人」と、第二十二條第一項中「二十人」とあるのは「五人」と、同条第二項中「その地区内において当該業種に属する営業を営む者」とあるのは「会員たる資格を有する組合」と読み替えるものとする。

第四章 料金の規制措置
(料金の制限に関する命令)
第五十七条 第九條の規定による適正化規程が実施された場合において、当該組合の申出があつたときは、厚生大臣は、当該組合の地区内において、次の各号の一に該当する事態が存し、かつ、このよう

な事態を放置しては適正な衛生措置の確保にはなはだしい支障を生ずると認めるときに限り、当該適正化規程の内容を参照して、厚生省令をもつて、当該営業について、料金若しくは販売価格又は営業方法の制限を定め、当該営業者のすべてに対し、これに従うべきことを命ずることができる。

一 当該営業業者が当該適正化規程の適用を受けないものの事業活動により、当該営業の健全な経営を阻害していること。

二 当該組合の自主的活動をもつてしては、組合員の営業の健全な経営を確保することができないこと。

第十三條第一項の規定は、前項の場合に準用する。

第五章 環境衛生適正化審議会

(環境衛生適正化審議会)

第五十八条 この法律の施行に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に、中央環境衛生適正化審議会を置く。

2 都道府県は、第六十四条第一項の政令で厚生大臣の権限の一部が都道府県知事に委任されたときは、当該委任に係るこの法律の施行に関する重要事項を調査審議させるため、都道府県環境衛生適正化審議会を置くものとする。

3 厚生大臣は、第九條第一項若しくは第五十五條の認可に関する処分、第六十一條第一項(第五十六條において準用する場合を含む。)若しくは前条第一項の規定による命令、第十一條第一項若しくは第二項(これらを第五十六條において準用する場合を含む。)の規定による認可の取消、第六十一條の規定による解任の勧告又は第六十二條の規定による解散の命令をしようとするときは、中央環境衛生適正化審議会に諮問しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が第六十四條第一項の委任に基き前項に掲げる処分をしようとする場合に準用する。

5 厚生大臣又は都道府県知事は、それぞれ、中央環境衛生適正化審議会又は都道府県環境衛生適正化審議会の答申を尊重しなければならない。

6 中央環境衛生適正化審議会は関係各行政機関に、都道府県環境衛生適正化審議会は関係各行政機関及び中央環境衛生適正化審議会

に、この法律の施行に関する事項について建議することができる。この場合には、前項の規定を準用する。

第五十九条 前条に定めるもののほか、環境衛生適正化審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(報告及び検査)

第六十条 厚生大臣は、この法律に規定する権限を実施するため必要な限度において、営業者、組合若しくは連合会から必要な報告を徴し、又はその職員をしてその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(役員解任の勧告)

第六十一條 組合又は連合会の役員が、法令の規定、法令の規定に基づく処分又は定款に違反したときは、厚生大臣は、組合又は連合会に對し、その役員の解任を勧告することができる。

(解散の命令)

第六十二條 組合又は連合会が次の各号の一に該当するときは、厚生大臣は、組合又は連合会の解散を命ずることができる。

一 第五各号(第五十六條において準用する場合を含む。)に適合するものでなくなつたこと。

二 第二十二條第二項(第五十六條において準用する場合を含む。)に規定する設立要件を欠くに至つたこと。

三 その業務が法令の規定、法令の規定に基づく処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく不当であると認められること。

(利用者又は消費者の意見の具申)

第六十三條 利用者又は消費者は、何時でも、適正化規程、適正化基準、第五十七條第一項の規定による命令その他この法律の施行に關する事項に關して、厚生大臣、都道府県知事又は環境衛生適正化審議会に對し、意見を述べることができる。

(権限の委任)

第六十四條 この法律に規定する厚生大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

2 前項の委任に基き都道府県知事が第五十七條第一項の規定による命令をする場合においては、同項中「厚生省令」とあるのは、「規則」と読み替へるものとする。

(実施規定)

第六十五條 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

第七章 罰則

第六十六條 第五十七條第一項の規定による命令に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第六十七條 第九條第一項又は第五十五條の認可を受けずに適正化規程又は適正化基準を実施した組合又は連合会の理事は、三万円以下の罰金に処する。

第六十八條 第六十條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

第六十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第六十六條又は前條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本條の刑を科する。

第七十條 次の場合には、組合又は連合会の発起人、理事若しくは監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて組合又は連合会が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 第七條第一項(第五十六條において準用する場合を含む。)の規定に基き政令で定める登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 第十六條の規定に違反したとき。

四 第二十一條第二項後段の規定又は第三十八條第四項(第五十六條において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

五 第二十三條第六項若しくは第四十八條(これらを第五十六條において準用する場合を含む。)

において準用する商法第二百四十四條、第三十九條若しくは第五十二條(これらを第五十六條において準用する場合を含む。)

において準用する同法第二百六十條ノ三又は第五十二條(第五十六條において準用する場合を含む。以下同じ。)において準用する同法第四百十九條の規定に違反して議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第二十九條第五項(第五十六條において準用する場合を含む。)

第七 第三十二條(第五十六條において準用する場合を含む。)

八 第三十五條又は第三十六條(これらを第五十二條において準用する場合を含む。)

九 第三十七條(第五十二條において準用する場合を含む。)

十 第三十九條(第五十六條において準用する場合を含む。)

十一 第四十條(第五十六條において準用する場合を含む。)

十二 第四十一條(第五十六條において準用する場合を含む。)

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約千七百万円の見込である。

○亀山委員 たいだいま議題となりまし
た環境衛生関係営業の運営の適正化に
関する法律案について、その提案の理
由を御説明申し上げます。

環境衛生関係の営業は、環境衛生の
保持増進のためにはもちろん、国民の
日常生活にとっても身近な関係にあ
る重要な営業であり、まして順守すべ
き衛生基準を定めて従来から指導、取
締りの対象となっており、そのよう
した理由からであると考えます。こ
ろがこれらの営業はいずれも特殊なも
のを除いて、ほとんどすべてが中小企
業の範疇に属すべき性格のもので、そ
の経済的基盤はまことに脆弱であり、
しかもこれら営業者は膨大な数に及ん
でいるのであります。こうした数多く
の営業が、それぞれ互いに正しい競争
をしてサービスの向上に努めますこと
は、もとより国民生活のためにきわめ
て望ましいことであります。何分にも
経済的基盤が弱く、しかもその数が著
しく多い営業であるだけに、ややもす
ると過度の競争に陥り、その結果は必
ずしも衛生施設の改善、サービスの向
上のみ発展するとは限らず、場合によ
るとかえって不合理、不健全な事態を
醸成する傾向がないとはいえません。

はもとより社会上からいろいろの問
題を惹起しております。また旅館等に
おける深夜営業、公衆浴場における特
殊浴場、映画興行における著しい長時
間興行等、社会的に見てもまことに憂
慮すべき事実が横行しております。こ
も、結局はこれら過度の競争の結果に
はかたまりません。こうした数々の問題
は、行政上の指導監督によって改むべ
きではあります。が、従来の実績か
ら見ても手不足の関係等もあって、
行政力のみによって万全を期すること
はきわめて困難であると考えられます
から、業界の自主的組織を通じて、職業
自由の原則を貫きつつ、主として民主
的、自衛的方法により、これら過度の
競争を防止し、この種営業を安定に導
く措置を講ずることによって、正しい
競争を育成し、サービスの環境衛生の
向上をはかるようとするのが、この法律
案の趣旨でございます。

次に法律案の主たる内容について御
説明を申し上げます。まず第一に、
この法律の対象営業種としては、現にそ
れぞれの法律によって守るべき衛生基
準の定められている飲食店営業、喫茶
店営業、食肉販売業及び氷雪販売業、
理容業、美容業、映画・演劇・演芸の
興行場営業、旅館業、公衆浴場業及び
クリーニング業といたしました。

第二に加入及び脱退は営業者の自由
意思による方針のもとに、各業種ご
とにそれぞれ各都道府県単位に、総営
業者の三分の二以上をもって団体的特
殊法人たる組合を組織できることと
し、またこれらの単位組合は、それぞ
れ三分の二以上をもってその全国連合
会を組織できることといたしました。

第三は、組合は営業施設の配置の基
準の設定とその助行の指導、衛生施設
の改善、向上、経営の健全化等の指
導、資金のあっせん、各種共済事業等
を行い得るほか、特に過度の競争を防止
するため適正化規程を定めて、料金ま
たは販売価格の制限と営業方法の制限
とを行い得ることとし、この場合連合
会は、適正化規程の基本となる適正化
基準を設定することといたしました。

第四は、これら適正化規程、適正化
基準を定める場合には、厚生大臣の認
可を必要とし、認可に当っては厚生大
臣は、公正取引委員会と協議しなけれ
ばならないこととあります。なお必要
がある場合は、一応認可した適正化規
程または適正化基準であっても、その
変更を命じ得ることといたしました。

第五は、適正化規程の適用を受けな
いいわゆるアウトサイダーも含めてす
べての営業者のために、営業の健全な
経営が阻害される等一定の事態が発生
した場合に限り厚生大臣は、公正取引
委員会と協議の上、これらのものに対
して、料金、営業方法等の制限を定
め、これに従うように命令し得ること
であります。

第六に、組合は適正化規程に違反し
た組合員に対し、過怠金を課し、また
は除名することができるとし、地
方組合員はその五分の一以上の連署を
もって役員解任を請求できること、
つまりリコールの制度を設けました。

第七は、組合または連合会の運営が
法令の規定に違反すると認められる場
合等は、厚生大臣は、それぞれ役員解
任の勧告、解散命令を出し得る等必要
な監督規定を設けたこととあります。

第八は、適正化規程を認可する等の
重要事項の諮問に及び、またこの法律
の施行に關する事項について、建議す
るため、厚生省、利用者代表、学識経
験者、業者代表等よりなる中央環境衛
生適正化審議会を設けることといたし
ました。

第九は、この法律に規定する厚生大
臣の権限の一部は政令の定めるところ
により、都道府県知事に委任できるこ
ととしたのであります。が、この場合に
おいては、都道府県に都道府県環境衛
生適正化審議会を設けることといたし
ております。

第十は、利用者または消費者は何時
でも適正化規程、適正化基準等に関し
て、厚生大臣または都道府県知事及び
環境衛生適正化審議会に対し意見を述
べる事ができることといたしました。

第十一は、料金、営業方法の制限に
従うべき命令に違反した者その他の違
反者に対し罰金または過料の罰則を設
けたこととあります。

以上がこの法律案の趣旨並びに内容
の概略であります。何とぞ慎重に御審
議の上すみやかに御可決あらんことを
お願いいたします。

○藤本委員長 以上で説明は終了いた
しました。

この際国会法第五十七条の三の規定
により、内閣に意見があればこれを許
します。中垣厚生政務次官。

○中垣政府委員 本法律案はすでに閣
議におきましてその内容を了承、決定
済みのものでございまして、政府とい
たしましてはこの法律案の趣旨とする
ところは、これら営業の過度の競争を
そりいうことのために衛生上並びに社
会上種々の問題を惹起しておる実情に
かんがみまして適切な法律と考える
のであります。本法成立後におきまし
ては、正常な競争と消費者の利益が侵
害されることのないように善処いたし
て参りたいと存じます。

○藤本委員長 次に質疑に入ります。
通告がありますので、これを許しま
す。滝井義高君。

○滝井委員 たいだいま政府の方からこ
の環境衛生関係営業の運営の適正化に
関する法律は閣議においても了承、決
定済みであり、この法律が実施され
た後においても、正常な競争と消費者の
利益が侵されないようにやりたい、こ
ういう御趣旨の政府の御意見があつた
のですが、われわれこの法律の立案者
の一人として、この法律の実施後にお
ける消費者のいろいろの懸念と申しま
すか、そういうものについて今後業者
を運営していかなます厚生省並びに公
正取引委員会の方に、二、三の点につ
いてお尋ねしておきたいと思うのであ
ります。

実は、最近においても御存じのよう
に国鉄運賃の一割三分の値上げが行わ
れ、あるいは最近にはバス等も値上げが
行われようとしておりますが、この法
律が通ったならば、この法律で規制を
受ける七つの業種が一斉に値上げをす
るのじゃないかという懸念を消費者大
衆は持つておるようでございます。こ
ういふ点について厚生省はどういうお
考えを持つておるのか。最近ふろ銭を
幾分値上げをしなければならぬだろう
という厚生大臣の御言明等があつたた
めに、この法律とこれら七業種の料金
の値上げの問題が不当にからまつてき
ていふというふうな傾向もあるようで
ございます。いずれふろ銭その他の値

これは当然そこに住んでおる消費者の方々から問題も出てくるのであります。うし、私どもの方の職権から見ましてどうかと思ひまして、そういうときには私どもの方の事務局の關係を動員して、そのコスト計算だとかなんとかを調べまして、これは業界がいつておられるのが妥当かどうかという点に力

点を置いて従来は処理して参りました。もしそうでなければ消費者の利益を不当に害するものであるとして独禁法の建前を出していく、今まではこういう運用をして参っております。

○濇井委員　今の公取の御説明を聞いてある程度安心をしたのですが、できるだけ一つ過当競争と消費者の利益を不当に害するといふ、こういう両極の間の線の引き方については科学的な検討を加えて、そして業者なり消費者が納得をする形で、日常生活に密接な関係のある七つの業種が適正化規程を作

るような場合には一つ御指導をお願いしたいと思ひます。

次に甚固伝へられるところによりますと、この七つの業種が規制をされていくということになると、この法律の実施の後においてはサービスが急激に低下してくるのではないか、同時に自外者であつて、組合員以外の者であつて良心的に消費者にサービスをしようとする者がこの同業組合の圧力で押へられて、憲法で認められておる營業の自由の權利を侵害されると主張する者があるのですが、これは一応われわれも

この法律の共同提案をするについてはいろいろ検討したところでございますが、公取の見解はその点という御目解を持っておるか。

○坂根政府委員 ただいまの御質問は、私どもも一応問題としてはそういう工合に消費者の利益が不当に害されるのではないかと、こう考えております。しかしこの法律の規定によりまして、この適正化規程と申しますか調整規程を主務官庁が認可される場合には、われわれの協議になっております。この協議は中小企業安定法あるいは今度の団体法においては実は同意になっておりますが、この協議と同意を同じような精神で運営していただきます。大いに独占禁止法の実施官庁である公取の意見を尊重していただいて運営していただくならば、その点はやっつけけるのではないかと。

てくれたのです。日本のような中小企業が多いところでは、一たび過当競争というところで適正化規程ができませんと、その適正化規程というものは永遠に廃止ができないだろう、もし廃止するならば再び過当競争の事態が起つてくるので一たび適正化規程ができると永遠に廃止ができないだろう、こういう主張をされる専門の経済学者もおられるわけなんです、こういう点に対して公正取引委員会はどのような御見解を持っておりますか。

て、一般法、特殊法という関係をとつたもので、他の業種はすべて一般法である中小企業団体法で規制されていくんだ、こういう見解だということを開き及んでおりますが、さよう承して差しつかえないか。

正化規程の適用を受けないものになるのだらうと思ふのですが、さよう承して差しつかえないか。従来通りこれはいわゆる員外者の利用さえなければ、自分の組合員内だけの利用であれば適正化規程が発動されてもその適用を受けないものである、こう了承して差しつかえないか。

館をやつておるならばそれが普通の映画館と同じような時間的な励行というものにはやらなければならぬことは当然である。しかしそれだけを守れば必ずしも一般の営業者と同じような値段でなくてはならぬというのではない、こう了解して差しつかえないわけですね。

○坂根政府委員 第一点の方は、都道府県知事はやはり九条の二項の認可基準に該当する事態、「克服するための必要かつ最少限度の範囲をこえていゝものであること」というような各号に該当する場合は、当然認可の取り消しあるいは変更の命令を出さなければなりません。

それから公正取引委員会といたしましては、第二段の問題の、永遠にそういう規程が続くであろうかという問題に對しましては、十三条の四項によりまして「公正取引委員会は、適正化規程の内容が第九条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、」処分請求の規定がございまして、これを十分活用したい、こう考えております。

○補本政府委員 次には厚生省に確認をしておきたいのですが、この環境衛生関係営業の適正化に関する法律は、政府の提出いたしておる中小企業団体法が一般法だとすればこれは特殊法である。従つて今後他のいろいろの中小企業のものについては特殊法を作らないのだ、特殊法というものは厚生省所管関係のこの七業種だけに一応限定を

○補本政府委員 工場、事業場等におきます福利施設として運営されておりますこの種の施設につきましては、当然御指摘のようにこの法律の対象外だと思います。ところが生協の施設につきましては、これはきわめて問題も多いところとございまして、今ここで直ちにきつりしたお答えを申し上げることはどうかと存じますが、一応の考え方といたしましては、生協に對してももちろん員外利用を発売に行うというふうなことになるならばこれはもう問題外でございしますが、たとい員外利用等を行わない本来の生協の活動範囲内にあつたといつたとしても、この場合市価主義を採用するということは私どもは行き過ぎではないか、かように考えております。さういふ含みでこの適正化規程の運営をしなければならぬものと存じます。ただし営業方法あるいは衛生基準というふうなものにつきましては、これは二道あろうはずがございまして、従つてこれらの点につきましては他の営業同様適正化規程の適用を当然受けるべきものと私どもは考えておる次第でございまして。

次には本法が実施をされたときに新規開業というものが非常に阻害をされないかという懸念がこの法律の提案と同時に起つてきておるわけですが、この点に對する行政当局の見通しとしてはどうなんでしょうか、この点だけ一つ政府の見解をお聞きしておきたい。

○溝井委員 よくわかりました。次に組合は第八條第一項第一号に該當する事態の克服ができた場合には適正化規程というものは廃止することになつておるわけですが、廃止しなければ多分知事が取り消すことになるものだと思いますが、一体そういうような廃止をする認定の方法、これをどういう工合にお考へになつておるかということ、それからいま一つこれは専門家が私たちにいろいろのことをよく忠告し

○溝井委員 次にはこれは厚生省に確認をしておきたいのですが、この環境衛生関係営業の適正化に関する法律は、政府の提出いたしておる中小企業団体法が一般法だとすればこれは特殊法である。従つて今後他のいろいろの中小企業のものについては特殊法を作らないのだ、特殊法というものは厚生省所管関係のこの七業種だけに一応限定を

○補本政府委員 工場、事業場等におきます福利施設として運営されておりますこの種の施設につきましては、当然御指摘のようにこの法律の対象外だと思います。ところが生協の施設につきましては、これはきわめて問題も多いところとございまして、今ここで直ちにきつりしたお答えを申し上げることはどうかと存じますが、一応の考え方といたしましては、生協に對してももちろん員外利用を発売に行うというふうなことになるならばこれはもう問題外でございしますが、たとい員外利用等を行わない本来の生協の活動範囲内にあつたといつたとしても、この場合市価主義を採用するということは私どもは行き過ぎではないか、かように考えております。さういふ含みでこの適正化規程の運営をしなければならぬものと存じます。ただし営業方法あるいは衛生基準というふうなものにつきましては、これは二道あろうはずがございまして、従つてこれらの点につきましては他の営業同様適正化規程の適用を当然受けるべきものと私どもは考えておる次第でございまして。

○補本政府委員 工場、事業場等におきます福利施設として運営されておりますこの種の施設につきましては、当然御指摘のようにこの法律の対象外だと思います。ところが生協の施設につきましては、これはきわめて問題も多いところとございまして、今ここで直ちにきつりしたお答えを申し上げることはどうかと存じますが、一応の考え方といたしましては、生協に對してももちろん員外利用を発売に行うというふうなことになるならばこれはもう問題外でございしますが、たとい員外利用等を行わない本来の生協の活動範囲内にあつたといつたとしても、この場合市価主義を採用するということは私どもは行き過ぎではないか、かように考えております。さういふ含みでこの適正化規程の運営をしなければならぬものと存じます。ただし営業方法あるいは衛生基準というふうなものにつきましては、これは二道あろうはずがございまして、従つてこれらの点につきましては他の営業同様適正化規程の適用を当然受けるべきものと私どもは考えておる次第でございまして。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○溝井委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○溝井委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○溝井委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○溝井委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○溝井委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○溝井委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○溝井委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○溝井委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○溝井委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○溝井委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○溝井委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○溝井委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○溝井委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○溝井委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○溝井委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○溝井委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○溝井委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○溝井委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○溝井委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○溝井委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

○補本政府委員 市価主義をとらなくてもいいという結論なんです。わかりました。

考えております。しかしこれはもちろんその組合の自主的な活動に待つ、話し合いに待つところでございます。

○西村(直)委員 関連。今滝井委員から御質問がありました団体法と環境法との関連ですが、大体の御趣旨はよくわかりました。ただこれはそれぞれの行政機関としての解釈であり、同時に立法院としてその点に同じような意味での質疑がかわされておりますが、一応法律の建前からいっても、サービスマンというものが向うは全部をかけております。同時に環境法の方は法定業務と対象になるわけですから、そこで行政運営としてそういう御方針をおとりにするようには私は解釈するわけですが、実際今度まで組合が、かりに設立業者がもてきた場合に、いや私は団体法の方で一応いくのだ、片方は環境法でいくのだ、こういうような考え方を民間が、たとえば業者の一部が持ち出した場合に、あなたの方としては、かりにそういうような形で持つてきても、果なり国において受け付けられないという行政方針をはっきりお立てになっておるかどうかという点と、いま一つは、通産なり厚生大臣というか次官というか、それらの間でその点を文書等ではっきり申し合せておるかどうか、この二点を明らかにしておいていただきたいと思うのであります。

○滝井委員 できるだけさように一つ御努力願うことをお願いして私の質問を終ります。

○五島委員 この法律案についてのいろいろの観点から滝井さんが質問されたわけでありまして、私はこの法案に基いて厚生省当局の考え方をここに明らかにしておきたいと思っております。

○五島委員 この法律案についてのいろいろの観点から滝井さんが質問されたわけでありまして、私はこの法案に基いて厚生省当局の考え方をここに明らかにしておきたいと思っております。

○五島委員 それじゃそのような方針をもって進めてもらいたいと思っております。

○滝井委員 今後この法律が実施された場合、一番先に問題になってくるのは新規開業者と既得権者との関係だと思っております。ここあたりはやっぱり組合がおそらくできるであろうことをわれわれとしては期待しておる。われわれとしては組合の自主的、民主的な運営にまかせなければならぬが、同時にそのために一方において新しく開業するものが不当に圧迫されないような行政指導というものが私は必要ではないかと思っております。こういう点に対する公正取引委員会の方の見解を最後に承わっておきたいと思っております。新規開業と既得権者との関係を公取はどういう見方をされるか。今後どういう点でうまく指導をやっていただけなのか。その点公取の御意見を伺わせていただきたいと思います。

○坂根政府委員 その問題は、先ほど楠本環境衛生部長からもお答えがございましたように、第八条一項の三号で営業施設の配置の基準の設定というところに問題があるかと思っております。この適正化規程をやる場合、基準の設定を私どもに協議を受けたときには、十分今滝井先生の御質問の点を考慮に置いて、もちろんこの法律が新規開業者を圧迫しないように、これが大前提だと思っております。そういう工合に運用して参りたいと思っております。

○楠本政府委員 ただいま御指摘のございました第一点については、もちろん法律的に申しますれば七業種のうちの業者がぜひ団体法の方の適用を受けるべきではないかと考えております。しかしながら、その点は先ほど滝井先生

介において、このような問題については十分行政的に措置をし、留意していただくという説明があったわけでありまして、しかも、なおこれらの点にも危惧するところがあるわけですから、そこで中央適正化審議会や、あるいは都道府県知事に政令をもって委任された場合は地方に地方適正化審議会ができるわけでありまして、ところがこの審議会の運営そのものが重大な役割を今後持つのではないかと思っております。この審議会の構成内容を政府自身が今どう考えられておるかというところを調べたところ、聞き及ぶところによると、行政官庁関係が七名、学識経験者が十名、業者団体の代表が十名、消費者の代表が八名、計三十五名をもって中央審議会が構成されるというように厚生省は考えておられるようであります。しかしながらこの消費者の意見と意思を審議会の運営等々十分に反映することは、今後非常に重要なことではないかと思われたいと思っております。従って消費者団体を八名というように企業者代表よりも数を少なくするということがどうかと思っております。従いましてこの三十五名の適正化審議会委員をもって構成するということについては、消費者団体をもっと少しやす気持はないのか、あるいは企業者団体と同数というよりなことをもって構成する、こういうようなことを考えておられないかどうか伺いたい。

○楠本政府委員 ただいま御指摘のございましたように、適正化審議会におきましては中央、地方を通じて十分消費者の意思を反映させなければならぬことは申すまでもございませぬ。ただいま三十五名の内容としてそれぞれ

の代表の数字の御指摘がございましたが、私どももいたしましてはこれらはいまだ結論を得たものではございませぬ。そこでただいま私どもが何とか消費者の意思を十分に反映させるためにどの程度の数字がいいかという点につきましては、なお慎重に検討いたしたいと存じます。少くとも業者代表以上の数字が均衡がとれておるのではないかと、かような考え方で研究をいたしたいと存じておる次第であります。

○五島委員 次は六十一條の問題に関連いたしまして、今回厚生大臣がこの法の運営をするところになっておるわけですが、必要なる場合は政令の定めるところによって都道府県知事に委任するといふ委任事項があるわけですが、問題はこれに関連いたしまして両院ともにいろいろの意見が出たわけですが、そうしてこの問題に非常に意見が集中したように私は考えておるわけですが、この問題に関連してなぜ意見が集中したかということ、これは国会の歴史的な問題もあり、そしてまた前国会においても非常な問題が派生したわけでありまして、そうして五都市に十六項目が委譲されたわけでありまして、そこで今回組合を府県一本のものに作り、そうして審議会等々も府県に作るというような問題は非常に議論された問題であります。これがなぜ議論されたかという点とは私がここで長時間を要して論ずるまでもなく、厚生省当局も十分御承知の通りであると思っております。そこでこの小委員会等々で論じられたことは、厚生大臣は政令をもって都道府県

に於て、この法律案についてのいろいろの観点から滝井さんが質問されたわけでありまして、私はこの法案に基いて厚生省当局の考え方をここに明らかにしておきたいと思っております。

○五島委員 この法律案についてのいろいろの観点から滝井さんが質問されたわけでありまして、私はこの法案に基いて厚生省当局の考え方をここに明らかにしておきたいと思っております。

○五島委員 それじゃそのような方針をもって進めてもらいたいと思っております。

○五島委員 この法律案についてのいろいろの観点から滝井さんが質問されたわけでありまして、私はこの法案に基いて厚生省当局の考え方をここに明らかにしておきたいと思っております。

○五島委員 この法律案についてのいろいろの観点から滝井さんが質問されたわけでありまして、私はこの法案に基いて厚生省当局の考え方をここに明らかにしておきたいと思っております。

○五島委員 この法律案についてのいろいろの観点から滝井さんが質問されたわけでありまして、私はこの法案に基いて厚生省当局の考え方をここに明らかにしておきたいと思っております。

○五島委員 この法律案についてのいろいろの観点から滝井さんが質問されたわけでありまして、私はこの法案に基いて厚生省当局の考え方をここに明らかにしておきたいと思っております。

○五島委員 この法律案についてのいろいろの観点から滝井さんが質問されたわけでありまして、私はこの法案に基いて厚生省当局の考え方をここに明らかにしておきたいと思っております。

○五島委員 この法律案についてのいろいろの観点から滝井さんが質問されたわけでありまして、私はこの法案に基いて厚生省当局の考え方をここに明らかにしておきたいと思っております。

○五島委員 この法律案についてのいろいろの観点から滝井さんが質問されたわけでありまして、私はこの法案に基いて厚生省当局の考え方をここに明らかにしておきたいと思っております。

○五島委員 この法律案についてのいろいろの観点から滝井さんが質問されたわけでありまして、私はこの法案に基いて厚生省当局の考え方をここに明らかにしておきたいと思っております。

○五島委員 この法律案についてのいろいろの観点から滝井さんが質問されたわけでありまして、私はこの法案に基いて厚生省当局の考え方をここに明らかにしておきたいと思っております。

○五島委員 この法律案についてのいろいろの観点から滝井さんが質問されたわけでありまして、私はこの法案に基いて厚生省当局の考え方をここに明らかにしておきたいと思っております。

○五島委員 この法律案についてのいろいろの観点から滝井さんが質問されたわけでありまして、私はこの法案に基いて厚生省当局の考え方をここに明らかにしておきたいと思っております。

○五島委員 この法律案についてのいろいろの観点から滝井さんが質問されたわけでありまして、私はこの法案に基いて厚生省当局の考え方をここに明らかにしておきたいと思っております。

○五島委員 この法律案についてのいろいろの観点から滝井さんが質問されたわけでありまして、私はこの法案に基いて厚生省当局の考え方をここに明らかにしておきたいと思っております。

○五島委員 この法律案についてのいろいろの観点から滝井さんが質問されたわけでありまして、私はこの法案に基いて厚生省当局の考え方をここに明らかにしておきたいと思っております。

○五島委員 この法律案についてのいろいろの観点から滝井さんが質問されたわけでありまして、私はこの法案に基いて厚生省当局の考え方をここに明らかにしておきたいと思っております。

労働組合関係、議決第十号、同じく全
林野労働組合関係、議決第一一号の四
件について、それぞれの裁定を実施し
得る見込みが明らかになった旨の通知
がありました。

以上の結果、四件はいずれも自然消
滅となりましたので御報告いたしま
す。

本会議終了後まで休憩いたします。

午後零時十八分休憩

午後五時四十三分開議

○藤本委員長 休憩前に引き続き、会
議を再開いたします。

この際お諮りいたします。公共企業
体等の仲裁裁定に関する件について、
明二十四日午前十時より参事人から意
見を聴取することとし、その人選及び
手続等につきましては、委員長に御一
任願いたいと存じますが、御異議ござ
いせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○藤本委員長 御異議なしと認め、そ
のように決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十四分散会

昭和三十一年四月二十七日印刷

昭和三十一年四月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局